

令和6年度【いじめ防止基本方針】

宮古島市立久松中学校生徒指導部

1 いじめ防止に関する本校の基本方針

いじめは「どの子にも、どの学級にも起こりえる」、「誰もが加害者にも被害者にもなりうる」と考えることを基本とする。学校生活や日常生活の行動面で把握したことは、軽微に捉えずに将来において、深刻ないじめに発展する可能性があるなど、一見、じゃれあいに見えるところから気付かないうちに、いじめに発展してしまう場合が多い。「この程度なら…」と考えず、子ども達の変化を見逃さないように全職員が情報を共有し、『早期発見』・『早期解決』(対応)する。

2 いじめの定義

(1) 「いじめ」とは

生徒等に対して当該生徒等が在籍する、学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が、行う「心理的」または「物理的」な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となる生徒等が苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

例1：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。

例2：意図的に仲間はずれにすることや集団による無視をされること。

例3：遊ぶフリをしてたたかれたり、蹴られたりする。

例4：金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる。

例5：嫌なことや恥ずかしいことを言われたりすること。

例6：危険なことをされたり、させられたりすること。

例7：パソコンや携帯、スマホ等で誹謗中傷や嫌なことをされること 等

本校では

『弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。』

どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行き渡らせる。いじめは子どもの成長にとって、必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。』

『いじめの問題に全く無関係な子どもはいない』との基本認識に立つ。

(2) いじめない生徒を育てるために

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、教職員が生徒達に愛情を持ち、配慮を要する子ども達を中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒達に自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをさせていく。

(3) 職員が理解しておくべきこと

いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が子ども達を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声かけが「認められた」と自己肯定感に繋がり、生徒達を大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間でお互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、お互いで尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、全ての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。

(4) 声かけのタイミング

生徒達の自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人一人の様子をしっかり観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名 称…「いじめ防止対策委員会」…本校は主任会に組み込みます。

(2) 構成員…主任会と同じ。ケースによってS S W、S C、生徒指導の関係機関。

(3) 役 割

- ① いじめ基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめ問題の対応
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施（アンケートや相談等）
- ⑥ 各取り組みの有効性のチェック
- ⑦ いじめ防止基本方針の見直し

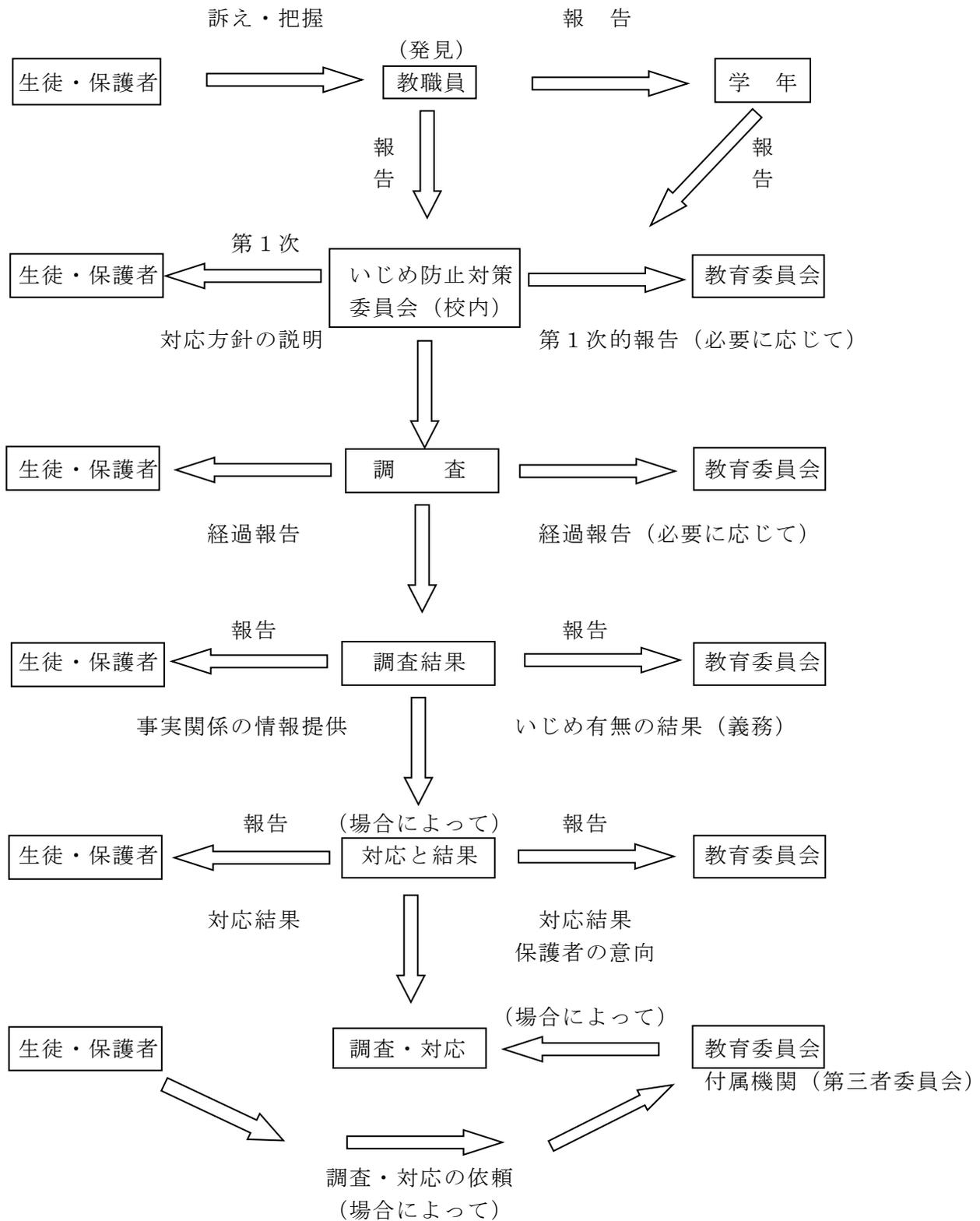
4 年間計画

基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	いじめ対策委員会の取り組み	学年、学級、全職員での取り組み
1 学 期	4月…いじめ防止基本方針の確認 5月…アンケートや教育相談結果の確認 6月…教育相談後の情報交換会 7月…1学期の取り組みの反省と2学期以降の取り組みの検討	4月…いじめ防止基本方針の確認 5月…アンケートや教育相談結果の確認 6月…教育相談後の情報交換会 ※生徒指導委員会への生徒情報は毎週報告する。
2 学 期	9月…アンケートや教育相談結果の確認 10月…人権週間の取り組み内容の検討 12月…2学期の取り組みの反省と3学期以降の取り組みの検討	9月…夏休み中の生徒の様子について情報交換（職員会議） 9月…アンケートや教育相談の実施 10月…教育相談後の情報交換会 ※生徒指導委員会への生徒情報は毎週報告する。
3 学 期	1月…アンケートや教育相談結果の確認 3月…3学期の取り組みの反省と来年度の取り組みの検討	1月…冬休み中の生徒の様子について情報交換（職員会議） 1月…アンケートや教育相談の実施 1月…アンケートや教育相談結果の確認 2月…教育相談後の情報交換会 ※生徒指導委員会への生徒情報は毎週報告する。
定期的 取り組み	☆生徒指導情報提供（毎週月曜日の朝） ☆毎月1回学校生活アンケートの実施 ☆毎週1回の生徒指導委員会への情報提供（細かな生徒情報の共通理解）	

5 対応の流れ

(1) いじめ発生時の通常対応フロー図



(2) 重大事態対応のフロー図（学校対応または、委員会対応の場合）

